

◎北朝鮮当局によって拉致された被害

者等の支援に関する法律の一部を改

正する法律

(平成二十二年三月三十一日法律第一七号)(衆)

一、提案理由(平成二十二年三月三十一日・衆議院本会議)

○城島光力君 ただいま議題となりました北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、平成十七年四月から、五年間にわたり、帰国した拉致被害者及びその家族に支給され、これらの者の自立や生活基盤の再建などに重要な役割を果たしてきた拉致被害者等給付金について、支給期限が本年三月に到来することから、帰国被害者等がまだ脆弱な生活基盤の上に置かれている現状にかんがみ、これらの者の自立をより確かなものとするため、支給期間をさらに五年間延長しようとするもので、その内容は、次のとおりであります。

国は、北朝鮮当局によって拉致された被害者であつて帰国したものと及び帰国し、または入国した被害者の配偶者等が本邦に永住する場合には、当該帰国被害者等に対し、拉致被害者等給付金を、十年を限度として、毎月、支給するものとする。

本案は、去る十六日北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

長報告(平成二十二年三月三十一日)

○前田武志君 ただいま議題となりました法律案につきまして、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等であつて本邦に永住するものが置かれている状況にかんがみ、拉致被害者等給付金の支給期間の限度を五年から十年に延長するものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

なお、拉致被害者等の自立及び生活基盤の再建等に資するよう、支援策の実施に十全の対応をすること、拉致被害者等支援法改正後の実施状況、帰国した被害者の生活基盤の再建等の状況及び補償の問題、未帰国の被害者の状況等を勘案の上、被害者の支援について万全を期すこと等を政府に要請する決議が行われたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○決議（平成二十二年三月二六日）

北朝鮮による拉致は我が国の国家主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、未曾有の国家的犯罪である。我が国はすべての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるとともに、拉致に関する真相の究明と拉致実行犯の引渡しを強く要求している。

これらの点にかんがみ、参議院においては、これまで複数回にわたり拉致問題の解決を求める決議を行ってきたが、この際政府に対し改めて、平成十四年に帰国した拉致被害者及びその家族に対する支援措置に万全を期すとともに、拉致問題の解決なくして国交正常化はあり得ないとの不動の立場から北朝鮮との間で粘り強く協議を進め、次の諸点に留意し、拉致問題の抜

本的解決の促進に遺漏なきを期すことを求める。

一、平成十四年に帰国した拉致被害者及びその家族並びに今後帰国する拉致被害者等の自立及び生活基盤の再建等に資するよう、国、地方公共団体、民間団体等の連携に留意し、支援策の実施に十全の対応をすること。

二、政府は、適時適切に、拉致被害者等支援法改正後の実施状況、帰国した被害者の生活基盤の再建等の状況及び補償の問題、未帰国の被害者の状況等を勘案の上、被害者の支援について万全を期すこと。

三、政府認定に係る拉致被害者以外で、拉致の疑いのある事案についても、その真相究明に積極的に取り組むとともに、拉致被害者の認定を進めること。

四、拉致問題に関与した責任者等の厳正な処罰の執行とその報告、具体的な再発防止策の確立、拉致被害者に対する損害賠償の確実な履行について、北朝鮮に対し強く求めること。

五、政府は拉致問題がいまだに全面解決に至っていないことを踏まえ過去の検証を行うこと。

右決議する。

（注）衆議院においては、委員会の審査は省略された。